

医療連携推進方針

1. 医療連携推進区域

泉州二次医療圏南部

(泉佐野市、泉南市、阪南市、泉南郡熊取町、泉南郡田尻町、泉南郡岬町)

2. 参加法人等

- ・ 地方独立行政法人りんくう総合医療センター（りんくう総合医療センター）
- ・ 社会医療法人三和会（永山病院）
- ・ 社会医療法人栄公会（佐野記念病院）
- ・ 医療法人功德会泉南（泉南大阪晴愛病院）
- ・ 医療法人晴心会（野上病院）
- ・ 阪南市（阪南市民病院）

3. 理念・運営方針

(理念)

本法人は、医療・介護に関する連携推進業務を行い、地域医療構想の達成及び地域包括ケアシステムの構築に資する。

(運営方針)

社会や医療・介護を取り巻く状況を的確にとらえ、時代に応じた医療機能の分担や連携を行い、連携法人全体の安定した経営基盤のもと、持続可能な地域医療の提供を実施する。

4. 病院等相互間の機能の分担及び業務の連携に関する事項及びその目標

- (1) 本法人の医療連携推進区域においての救命・救急医療体制の完全な受入体制の確立
初期救急から救命救急までを連携推進法人が担うことにより、地域内での受け入れを確実なものとする。また、重症管理が必要な患者の上り搬送もスムーズとなり、救命救急患者の応需も確実に出来るようになる。
- (2) 診療機能の分担と連携強化の推進
参加法人等の特色や役割を明確にすることにより、地域のニーズに沿った適正かつ効率的な地域医療体制の充実を図る。
- (3) 人事交流による効率的な運用
区域内での医療従事者・スタッフの確保、適材適所の配置、共同研修の実施、働き方改革の対応等により、地域医療体制の効率的な運用を行う。
- (4) 高額医療機器の共同利用（重複購入の抑制）
高額医療機器の共同利用を促進し、効率的な経営を行うことにより、持続可能な地域医療を提供する。
- (5) 診療材料・医薬品等の共同購入や一元管理
スケールメリットを活かした医薬品・診療材料の効率的な購入により、参加法人等の経費節減・業務負担軽減を図る。
- (6) 医療情報の共有による適切で早急な救急対応、重複防止
医療情報を相互に共有することにより、安全かつ適切な救急医療を提供する。

(7) 感染症対策・医療安全対策の推進

専門スタッフを連携病院に配置又は連携病院への指導による住民の安全安心の確保

(8) 大規模災害や新興感染症の発生時における医療提供体制の構築

大規模災害や新興感染症の発生時における BCP を連携推進法人全体で策定、運用することにより、地域住民全体への医療を継続的に提供する。

5. 介護事業その他地域包括ケアの推進に資する事業に関する事項

- ・地域包括ケアシステムの深化、推進の為、連携推進法人との連携を強化する。
- ・泉州南部において、地域住民が生誕から将来にわたり安全・安心な生活を送れるよう高度急性期・専門医療から介護サービスまで機能分担・連携をすることにより実現する。
- ・医療機関の立場から、介護従事者への助言を行う等、地域包括ケアシステム構築の支援をする。
- ・地域包括ケアシステムにおける後方支援体制を整備する。

(記載上の注意事項)

- 「2」については、参加法人、参加病院等及び参加介護施設等の名称を記載すること。
- 「4」については、地域医療構想の達成の観点から参加病院等が実施する機能分担及び業務連携について記載すること。
- 「5」については、医療法第70条の2第4項に基づき、参加病院等及び参加介護施設等の相互間で業務連携を実施する場合に記載すること。